

第 1 1 期中野区健康福祉審議会	参考 2
第 2 回障害部会（2026/5/26開催）	

障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し

障害福祉計画及び障害児福祉計画 に係る基本指針の見直し

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
こども家庭庁支援局障害児支援課

＜ポイント① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援＞

- 地域移行を着実に進めるため、個室化・ユニット化・昼夜分離を入所施設の基本にするべきことを盛り込んでどうか。
- 障害者支援施設の在り方に係る検討会で触れられた暮らしの質の向上（昼夜分離や個室化）に係る事項について、目標を設定して進めるべき。
- 地域生活支援拠点等について量的な目標だけでなく、質を示す成果目標・活動指標を設けるべき。例えば2つの機能、5つの役割に沿った質的目標を設定することが有効ではないか。
- 地域生活支援拠点、基幹相談については量的目標の設定に加え、質的な見直し、検証を進める必要がある。災害時の緊急的な支援の評価が非常に重要。

＜ポイント② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築＞

- 心のサポーター数について、都道府県ごとのある程度の目安を示すべきではないか。
- 30日以上再入院率は、ベースとなる精神病床における退院率を把握したうえで考えることが必要ではないか。
- 退院率に関しては、これまで医療計画の指標例とされており、それに対応する形で障害福祉計画の中には再入院率をいれていただきたい。
- 精神障害者や精神保健に課題を抱えるものに加え、その家族についても地域の一員として、安心して生活できるよう「家族」を加えてほしい。

＜ポイント③ 福祉施設から一般就労への移行等＞

- 就労選択支援について、障害種別に対応した専門的選択支援が行われるよう図ることを目標に追加すべき。
- 質が伴わないだけでなく仕組みを悪用する事業者がある。数値目標だけでなく、雇用の質を踏まえた目標とすべき。

＜ポイント④ 地域における相談支援体制の充実強化＞

- ピアサポートの体制整備を推進してほしい。
- 自立支援協議会に聞こえない当事者が委員として入っていることは少ない。委員として入ることが大事。
- のぞまないセルフプランの解消に当たって、相談支援専門員への意思決定支援に関する研修の必須化を求める。

＜ポイント⑤ 障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上＞

- 都道府県における相談支援専門研修で障害当事者が企画に参加、講師となる機会を確保することを盛り込んでほしい。
- 人材の確保、定着についてワンストップ窓口と協議会が連携する体制を整備することを盛り込んでほしい。

＜ポイント⑦ 障害福祉サービスの質の確保＞

- 障害児支援サービスの質を向上させるため、コンサルテーションや助言が必要。項目を検討してほしい。
- サービスの質の確保や、不適切な事例への対応も、並行して取り組んでいく必要がある。不正請求の額が桁違いの大きな金額になっている。
- 不適切な事業運営を行う事業所を0とする目標が必要。

＜ポイント⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備＞

- 強度行動障害を有する者への支援体制の強化として、予防的な観点が必要
- グループホームの見込量に重度障害者の数を別途見込むことについて、本文にももう少し盛り込むべき。
- 通訳者の養成だけでなく、手話を指導する講師も不足しているため、自治体に講師の研修機会の確保を促す文言を追加してほしい。
- 発達障害者支援関係の活動指標として気づきから診断に至るまでの待機期間を入れてほしい。

＜ポイント① 重層的な地域支援体制の構築及びインクルージョンの推進＞

- 児童発達支援センターの4つの中核機能はその機能がどのように機能しているかが重要。面的整備や重層的な支援体制の構築に当たっては、その機能を数値だけで表現することは難しいため、具体的な取組等について可視していく作業を成果目標として表していくことも必要。
- 児童発達支援センターの中核機能は大変重要で、地域ごとの特性に応じて機能が発揮される必要がある。そのためにも国から都道府県や市町村へ、4つの機能ごとにこういった取組が求められるのかを具体的に情報提供していただき、4つの機能を明確化していただきたい。
- インクルージョン推進は、理念としての打ち出しから16～17年が経過し、理念はあっても実態が伴わない状況。現場では、こども施策と障害児支援施策が分かれており、具体的に施策を推進するため一歩踏み込む必要がある。都道府県、政令市、中核市で、関係者を含めたインクルージョン推進のための協議会の設置を成果目標に入れてはどうか。
- インクルージョン推進の中核機能の確保について、障害児の受入体制の整備状況を踏まえる際の具体例として保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等とあるが、障害児の支援として中学校や高等学校も対象だということが分かるようにしていただきたい。

＜ポイント② 重症心身障害児に対する支援＞

- 新規の成果目標について、重症児の受入体制のない障害児通所支援事業所等において、単に重症児を受け入れればよいということになりかねないため、重症心身障害児を受け入れる環境や体制を整備した上で適切な人員配置を行っている場合には、児童発達支援センター等での確保であっても差し支えない等、条件を設けていただきたい。

＜ポイント③ 医療的ケア児等に対する支援＞

- 医療的ケア児に関する協議会は、実効性のある協議の場を担保していくために、最低年1回以上の開催目標を明記していただきたい。また、形骸化しがちな協議の場を実際に動かしていくための仕組みとして、将来的には医療的ケア児支援センターが中心となって関係機関や自治体の関係部局横断による協議の場の招集、運営、評価、報告に関する業務を主体的に行っていくのが望ましいではないか。

＜ポイント④ 障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保＞

- 相談支援の体制に関して、セルフプランの削減やいかに計画相談をつけていくかが喫緊の課題。都道府県や市町村が、各自治体の責務としてどのように計画相談を普及させていくか具体的に考えられるよう、障害児福祉計画の指針にも、障害児相談のセルフプランの削減を明記してほしい。
- 伴走的な相談支援体制とは、具体的にどのようなもので、今までの相談支援とどう違い、どこが重なり、その上で何を新しく求めているのかを具体的に示していただきたい。
- 既存の相談機能をパッチワークのようにつなぎ合わせる方式は、それぞれの専門性を生かせるメリットもあるが、いずれの相談窓口も存在しない場合には途切れやすくなるほか、そもそも親子とも不安定な乳幼児期に適した手法ではないのではないか。障害児支援分野で伴走を挙げるならば、療育相談や発達支援相談といった固定的に同じ場所が寄り添う仕組みを制度とすべき。
- ライフステージを通じて伴走的な相談支援体制はとても大切で、特に初期の段階での伴走支援がとても重要。こども施策の中も含めていろいろなところと連携するとのことだが、親もこどもも、安心して子育てできる伴走的な相談体制を実質的に整えていく必要がある。

＜ポイント⑥ 強度行動障害を有する障害児に対する支援＞

- 強度行動障害に係る記載について、「予防」という表現は、よくない環境をつくらないようにするという意味合いがあり、強度行動障害のこどもについてネガティブに捉えられてしまう可能性があるため、表現を工夫してほしい。また、支援の対象が家族に限定的に見えるが、何よりも困っているのは本人であり、その本人を支援する仕組みには本来様々な支援者や地域の方などもあるはずなので、家族と専門家に限定した記述は修正いただきたい。

＜その他＞

- こどもに与えられた権利として、こどもの意見表明権が保障されなければならないため、それを明記いただきたい。
- 難聴児の支援のための中核的な機能について、当事者団体が中核機能の体制に入り、協議の場に参加している例が少ないが、実効性のある施策の実現のため、好事例を全国に普及する等、当事者参画を念頭に置いた施策を展開していただきたい。また、国から全国の各自治体に対して、当事者団体との連携の状況についてモニタリングや実態調査をお願いしたい。

改正案に追加した箇所（第152回障害者部会での委員のご指摘を踏まえたもの）

（ページ番号は、資料1－2の該当部分）

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- 地域生活支援拠点等の整備の際に障害種別にかかわらず機能強化を行うことを追記
⇒ p.5
- 強度行動障害等への予防的観点や、中核的人材の養成について追記
⇒ p.12
- 入所施設の整備における居室の個室化等の推進の必要性を追記
⇒ p.32
- 入所施設における居室の個室化等の取組状況に関する活動指標を追加
⇒ p.79
- 地域生活支援拠点等の質に関する視点を記載
⇒ p.43
- 共同生活援助の利用者を見込む際に強度行動障害や医療的ケアを必要とする者等の重度障害者を個別に見込むよう努めることに修正
⇒ p.78 ※生活介護、短期入所も同様（p.75、p.78）

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- 就労選択支援について、障害種別にかかわらない積極的な利用を促すことを追記
⇒ p.37

④ 地域における相談支援体制の充実強化

- ピアサポートの提供体制の確保について記載
⇒ p.13

④ 地域における相談支援体制の充実強化（続き）

- 市町村の対応困難事例（強度行動障害等）への発達障害者支援センター等の助言について追記
⇒ p.17
- 発達障害の診断待機解消に向けた取組の重要性を記載
⇒ p.18
- （自立支援）協議会に障害当事者が参画することの重要性について記載
⇒ p.18

⑤ 障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上

- 障害当事者が研修に関わることについて記載
⇒ p.44
- 協議会とワンストップ窓口の連携を図ることについて追記
⇒ p.45

⑦ 障害福祉サービスの質の確保

- 不適切な事業運営を行う事業所をなくしていくことの重要性を記載
⇒ p.62

⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

- 支援者を養成する指導者不足等に対応するため、自治体に指導者養成の研修機会の確保に向けた取組を促す文言を追加。
⇒ p.9、p.70

① 重層的な地域支援体制の構築及びインクルージョンの推進

- 新たな成果目標として、「各都道府県、各市町村又は圏域におけるインクルージョン推進のための協議の場の設置」を追加
⇒ p.41
- インクルージョン推進の観点から、各サービスの活動指標を見込む際にも、保育所等における障害児の受入れ体制の整備状況を踏まえる必要がある旨を追記
⇒ p.24、p.53

その他

- こどもの意見表明について、本文に追記
⇒ p.7、p.20
- 難聴児支援に係る当事者の観点について、本文に追記
⇒ p.24

② 重症心身障害児に対する支援

- 成果目標のうち「重症心身障害児を受け入れる事業所の確保」については、「体制を整備した」事業所である旨を追記
⇒ p.42

④ 障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保

- 障害児相談の「のぞまないセルフプランの解消」について、本文及び成果目標に追記
⇒ p.16、p.28、p.42

⑥ 強度行動障害を有する障害児に対する支援

- 本文の書きぶりを修正
⇒ p.27

（参考）基本指針の見直しのポイント【障害者について】（第149回障害者部会にて提示）

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・障害福祉データベース等を活用しながら、地域移行する者の見込み数等を十分把握することで、必要なサービス量を見込むことを記載。
- ・障害者が希望する地域生活を支援するため、地域の支援体制を確保する重要性について記載。
- ・施設整備に対する国庫補助について、検討会において重点化を図る必要があるとされたことを念頭に計画を作成する必要性について記載。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・システムの理念の明確化とその実現に向け、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備について記載。

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の積極的な利用を促すため、体制確保に努めることを記載。
- ・（自立支援）協議会の設置圏域ごとの就労選択支援事業所の設置に関する成果目標を新設。

④ 地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置について、都道府県による広域的見地からの助言等の支援を含め、より一層の推進を図る必要性について記載。
- ・本人や家族がのぞまないセルフプランの解消に向けて取り組むことについて記載。

⑤ 障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上

- ・介護テクノロジーの導入促進などの取組による間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進の重要性と取組の更なる推進について記載。
- ・人材確保・定着、生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標を追加。

⑥ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保

- ・「2040年に向けたサービス提供体制の在り方に関するとりまとめ」を受け、サービス提供体制を維持・確保することの重要性について記載。

⑦ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保

- ・グループホームの質の確保について、策定予定のガイドラインなどを踏まえ、運営を事業者自ら適正にしていける取組の推進の重要性について記載。
- ・就労系障害福祉サービスの質の確保について、策定予定のガイドラインを踏まえ、適切な事業運営に向けて取り組むことの重要性について記載。

⑦ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保（続き）

- ・障害福祉サービス等情報公表制度による取組や経営情報の報告・公表制度の新設の状況を踏まえ記載を追加。
- ・令和7年度から強化に取り組んでいる障害福祉分野における運営指導・監査の重要性について記載。

⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

- ・地域のきめ細かいニーズを踏まえ、サービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等を図ることの重要性について引き続き盛り込む。
- ・意見申出制度の活用を念頭に計画を検討することの重要性について改めて記載。
- ・手話施策推進法成立を踏まえ、意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備に加え、若年層を含む幅広い年齢層の支援者の養成及び指導者養成の研修受講の促進に向けた取組の重要性について記載。

⑨ 障害者等に対する虐待の防止等

- ・近年の通報・相談件数の増加等を踏まえ、自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進について記載。
- ・「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、障害者の意思決定支援をより一層推進する必要があることについて記載。
- ・障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、希望する生活の実現に向けた支援を行うため、関係機関における各種施策の連携による支援の推進について記載。

⑩ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・「地域共生社会の在り方検討会中間とりまとめ」を踏まえ、地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進について記載。

⑪ 住宅セーフティネット制度との連携

- ・居住に関する障害福祉サービスの提供が、住宅セーフティネット法と調和がとれたものとし、住宅担当部局や居住支援協議会等と連携を図ることを記載。

⑫ 災害時における障害福祉サービス提供の確保

- ・災害対策基本法の改正を踏まえ、各自治体の防災部局や職能団体等と連携を図ることが望ましいことを記載。
- ・「第1次国土強靱化実施中期計画」も踏まえ、施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性について記載。

(参考) 基本指針の見直しのポイント【障害児について】(第14回障害児支援部会にて提示)

① 重層的な地域支援体制の構築及びインクルージョンの推進

- ・地域の支援体制の構築に係る成果目標について、中核拠点型又は面的整備型により4つの中核機能の確保を目指すこととしてはどうか。
- ・インクルージョンの推進体制の構築においては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)等における障害児の受入れ体制の整備状況を踏まえることが重要であることについて、記載してはどうか。

② 重症心身障害児に対する支援

- ・地域の実情に応じて、児童発達支援センター等の事業所における重症心身障害児の受入体制の確保についても、新たに成果目標を設けることとしてはどうか。

③ 医療的ケア児等に対する支援

- ・各都道府県に設置された医療的ケア児支援センターが、医療的ケア児等の支援ニーズを把握した上で総合的な支援体制を推進していくことについて、記載してはどうか。

④ 障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保

- ・障害児相談支援を利用していない場合においても、一般施策における障害児の受入れ体制の整備状況を踏まえて、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図り、ライフステージを通じた伴走的な相談支援の体制を確保することについて、記載してはどうか。

⑤ 障害児支援における人材育成の推進

- ・障害児支援における人材育成の推進について、都道府県等が地域の実情に応じた創意工夫の下で研修の充実や人材育成を進めていくことの重要性について、記載してはどうか。

⑥ 強度行動障害を有する障害児に対する支援

- ・支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制を整備することに関する成果目標を新たに設けることとしてはどうか。

4. 成果目標(計画期間が終了する令和11年度末の目標)

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床への30日以上再入院率：退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下【新規】
- ・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上【新規】
- ・K6により住民のこころの状態を把握【新規】

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④障害児支援の提供体制の整備等

- ・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域【新規】
- ・難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）
- ・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域

④障害児支援の提供体制の整備等（続き）

- ・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画）
- ・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
- ・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域【新規】
- ・強度行動障害を有する児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各都道府県（必要に応じて政令市）【新規】

⑤地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする【新規】

⑦障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上

- ・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置【新規】
- ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置【新規】
- ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする【新規】

5. 活動指標

① 施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ○ 行動援護の利用者数、利用時間数
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ○ 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ○ 就労選択支援の利用者数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数 ○ 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数 ○ 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ○ 施設における居室の個室化等の取組状況【新規】
- 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数【新規】

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
- 心のサポーター養成研修実施回数【新規】 ○ 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数【新規】
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練） ○ 精神障害者の短期入所の利用者数【新規】

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③ 地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実にに向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④ 福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

⑤ 発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数

⑤ 発達障害者等に対する支援（続き）

(都道府県・市町村)

- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数 ○ ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥ 障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
- (都道府県)
- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

⑦ 相談支援体制の充実・強化等

(都道府県)

- 都道府県における相談支援の体制整備の取組【新規】

(市町村)

- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
- 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合
- 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無
- 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

⑧ 障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上

(都道府県)

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
- 都道府県ごとに設置された人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数【新規】
- 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合【新規】

⑨ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- (都道府県・市町村)
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数